

個人情報保護法への対応状況

	平成15年度 15年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成16年度 16年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	平成17年度 17年 4月 5月 6月 7月
個人情報保護法	⇒ 成立	⇐ 施行準備期間（1年10ヶ月）	⇐ 施行
政令	パブ コメ	⇐ 全省 協議	⇐ 閣議 決定
基本方針	国民生活審議会 で審議	⇐ 閣議 決定	
厚生労働分野の ガイドライン			
医療・福祉 【医政局総務課】		検討会で検討 ⇒ 公表	⇐ 周知（6ヶ月） ⇒ 施行
雇用（一般） 【労政担当参事官室】		⇐ 公表	⇐ 周知期間（9ヶ月） ⇒ 施行
雇用（健康情報） 【労働衛生課】		検討会で検討 ⇒ 最終 報告 ⇒ 公表	⇐ 周知（5ヶ月） ⇒ 施行

個人情報の保護に関する法律の概要

第1章 総則

1 目的 (1条)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義 (2条)

「個人情報」…生存する個人に関する情報 (識別可能情報)

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物 (検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む)

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者 (国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く)

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念 (3条)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務 (4条、5条)

2 法制上の措置等 (6条)

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針 (7条)

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

第2節 国の施策 (8条～10条)

- ・ 地方公共団体、事業者等への支援として、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定等、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策 (11条～13条)

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力 (14条)

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

- (1) 利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)
 - ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
 - ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
- (2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)
 - ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
 - ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
 - ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- (3) データ内容の正確性の確保 (19条)
 - ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
- (4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)
 - ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
- (5) 第三者提供の制限 (23条)
 - ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
 - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
 - ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない
- (6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等 (24条～27条)
 - ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表等
 - ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等
- (7) 苦情の処理 (31条)
 - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
- (8) 主務大臣の関与 (32条～35条)
 - ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
 - ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
 - ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）
- (9) 主務大臣 (36条)
 - ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

- (1) 団体の認定 (37条)、対象事業者 (41条)